

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年7月16日開催 生命保険協会〕

1. 令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 今回の災害に対し静岡県、鳥取県、島根県及び鹿児島県に災害救助法の適用がなされ、これを受け、東海財務局、中国財務局及び九州財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出。
- 被災地で営業している各社におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立った、きめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

2. ビジネスモデル（商品戦略含め）の対話結果について

- 各社におかれては、新型コロナの拡大防止や保障の充実等、継続的に様々な対応をいただいております、改めて御礼申し上げます。東京都が7月12日より8月22日まで緊急事態措置を実施すべき区域となり、沖縄県でも同措置を実施すべき期間が同日まで延長された。引き続き対応をお願いしたい。
- 昨事務年度においては、新型コロナの拡大等による事業環境や、顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取り組むべき課題とその対応状況等について対話を行った。
- 本年2月以降、大手社に加えて営業職員チャネルを主軸とする中堅社に関してもモニタリングを行ったので、そうしたアップデートを中心に所感を申し上げます。

【新型コロナの足元の業績への影響について】

- 本年3月期までの決算を見ると、新契約は上半期の営業活動の自粛等により減少しているものの、下半期には持ち直している。解約は前年度よりもむしろ減少しており、その結果、保有契約は微減の状況にあり、現時点での影響は小さいものと認識。

- こうした中、各社ともに、営業職員チャネルを中核に据えたビジネスモデルの抜本的な転換は行わず、対面と非対面が融合した新たな営業活動モデルを構築すべく、営業プロセスの見直し等を進めていた。この点は、大手社だけでなく中堅社においても同様であるが、中には従来型の顧客への飛び込み訪問活動からの転換を模索する社も見られた。
- 一方、このような業務フローの見直し等に伴い、新たなリスクへの対応や、新規顧客との接点の減少、デジタル化に対応する人材育成といった課題も、大手社同様に中堅社にも共通に見られた。

【商品戦略について】

- 中堅社においては、新型コロナへの保障を手厚くする商品開発のほか、デジタル化の進展に対して、スマートフォンで完結できる商品の開発を志向する動き等が見られた。

【長期的な課題に対する対応について】

- 大手生保4グループについて、人口減少など長期的な課題に対する対応を確認したところ、各社とも環境変化に対する課題は認識しているが、精緻な将来分析に基づく議論を取締役会等で行っている社は少なく、足元の対応に留まっていた。
- そうした中においても、各社ともに営業職員チャネルを中核としつつ、営業職員の質の向上の観点から、厳選採用や教育カリキュラムの見直しとともに、処遇の安定化（報酬体系の見直し）により在籍率を高める施策を実施しようとする傾向は共通して見られた。
- なお、顧客ターゲットについては、データを活用しつつ社会保障制度を踏まえた不足分を補う保障設計を提供できる商品体系とコンサルティングを志向する社や、高齢者など丁寧なサポートを必要とする顧客向けに、例えば事前に登録された家族に契約情報を伝達する等、顧客ニーズに応じた追加のサービスを提供しようとする社など、差異が見られた。

【今後のモニタリング方針等について】

- 今事務年度は、中長期的な課題として、人口減少や低金利の継続等の

事業環境の変化に対して、現状のビジネスモデルが持続可能なものになっているか、事業環境や顧客ニーズの変化に即した商品開発が行われているかを着眼点として、引き続き対話を実施する。

- また、新型コロナが終息した後も、非対面募集を望む顧客の増加による業務フローの変化等が予想される。それに伴う新たなリスクへの対応を含め、各社の課題への対応について引き続き対話を実施する。
- なお、昨事務年度は営業職員チャネルを主軸とする社を中心に対話を行ったが、代理店チャネルを主軸とする社をはじめ、その他の社についても対話を行っていくことを検討していきたい。

3. グループガバナンスについて

- 本年2月の意見交換会において、各グループにおいてガバナンス体制の構築について一定の進捗が認められたと申し上げた。
- その後も、各グループとも、昨年改正した監督指針で示した着眼点を踏まえ、自社の現況の体制とのギャップを分析したうえで、グループベースでの経営管理の方針や規程の整備・検討を行うなど、さらに一定の進捗は見られたものの、海外進出が進んでいる損害保険会社と比較すると、引き続き道半ばという会社も見られる。
- また、こうした体制を実効的に機能させるためには、内部監査を含む内部統制の観点で、グループ内会社をグループ共通の目線で評価・改善する枠組みを構築し、現場レベルにまで踏み込んで適用していくことが重要である。本年2月以降、各社との間で対話を行い、こうした課題認識を共有できたと考えており、グループ共通の枠組みの構築を開始した会社も見られたところである。今後も引き続き、経営陣が、こうしたガバナンス態勢の構築や遂行における自らの役割をしっかりと果たし、さらなる高度化に取り組んでいただきたい。
- 今事務年度においては、改正監督指針等に基づき、各社のグループベースでの経営管理の状況や課題への取組状況等について、監督カレッジにおける海外当局との意見交換の場等も活用しながら、モニタリングを実施して

いきたいと考えているので、協力をお願いしたい。

4. 内部監査モニタリング結果について

- 内部監査については、リスクベースかつフォワードルッキングに、組織活動の有効性等について客観的・独立的な保証や助言等を提供することにより、組織体の価値を高めていくという使命を適切に果たす必要がある。そのため、急激な環境の変化に応じた内部監査態勢の高度化を不断に行っていくことが重要である。当庁では、このような認識のもと、大手保険会社を中心に、各社の高度化に向けた取組み等について、継続的にモニタリングを行っているところ。
- 昨事務年度は、大手保険会社に対しては、先ほど申し上げた IAIGs 等向けモニタリングレポートに示した着眼点を含めた「グループ監査の高度化」のほか、「新型コロナにおける監査対応・取組み」「コンダクト・リスク及び企業文化監査」の3項目を全社共通のテーマとして対話を行ったので、本日は、主なモニタリング結果について紹介したい。

【グループ監査の高度化について】

- 子会社の監査品質等に関する独自の「成熟度モデル」を設定し、成熟度に留意した子会社管理を行うといった先進的な取組みを行っている社が見られた一方、監査品質の IIA 国際基準への適合状況について、その一部のみしか確認を行っていないなど、十分に確認を行っていない社も見受けられた。
- また、買収後長年に亘り内部監査部門が設置されていなかった子会社に対して、買収後、一度も親会社からの直接監査を実施していない、といった事例も見られた。
- さらに、海外監査人材については、海外保険事業に関する知見の蓄積が不足しているなどの課題も散見されている。海外子会社の経営陣等と対等に渡り合える監査人材の育成・確保は容易ではないものの、各社ともこうした取組みを不断に行っていくことが重要である。

【新型コロナにおける監査対応・取組みについて】

- 各社ともリモート監査の導入など、新たな監査手法の導入等に取り組んでいることが確認できたが、従来の立入監査と同等の実効性を維持できているかを不断に検証していく必要がある。また、RPAやAI等のテクノロジーの活用については、例えばBIツールの導入・試行を開始した社が見られたものの、各社ともこうした取組みは緒についたばかりであり、今後、加速していくことが重要と考えている。

【コンダクト・リスク監査等について】

- 近年、保険業界においては、生保を中心として、不適切な乗換募集の問題や、営業優績者による大型不祥事件が発覚するなど、従来ではあまりスポットの当たらなかったリスクが顕在化している。このようなコンダクト・リスクを低減するためには、社員等の行動に影響を与える企業文化をステークホルダーの要求を満たすものにしておく必要がある。
- こうした中、各社とも企業文化に着目した監査を実施あるいは検討していることが確認されたが、こうした取組みは緒についたばかりであり、リスクの予兆の把握・管理の強化とあわせ、今後も継続・高度化を行っていくことが重要である。

- このほか、大手社以外の中小社に対してもモニタリングを行ったが、中小社の多くは、形式的にルール違反等をチェックする準拠性監査からリスクベースの監査への転換を図っている途上にあり、人材面や態勢整備に多くの課題を抱えている実態が見受けられた。
- 当庁としては、今事務年度も、内部監査の高度化に向けた取組みについて、対話を引き続き実施していくことを考えているので、今後も協力をお願いしたい。

5. 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について

- 不確実性の高まった中で、コロナ後の新しい社会を築くために、社会のセーフティネットとして保険の役割は益々重要になると考えられる。その基盤として各社が能動的に自らのリスク管理を高度化していくことが求めら

れるが、それを促すような監督制度を整備していくことも重要である。

- その観点で重要な役割を果たすと期待される経済価値ベースのソルベンシー規制について、昨年6月に有識者会議報告書を公表して以降、保険会社を含む関係者との対話や、フィールドテストの結果分析を通じ、各論点に関する検討を進めてきた。
- 2025年の導入に向けて、2022年に標準モデルを中心とした制度の基本的な内容を暫定的に決定するとお伝えしていたところであるが、今後さらに関係者との対話を深める観点から、6月末に、現時点の検討状況や論点を網羅的に整理した資料を金融庁ウェブサイトにて公表した。
- 検討すべき論点は多岐にわたっており、より良い制度を目指す上で、関係者のご理解、ご協力が欠かせないが、引き続き透明性をもって検討状況を示していき、保険会社との対話も一層密にしていきたいと考えている。
- なお、ESRについては、その仕様の複雑さに加えて、保険負債の評価に用いる発生率・死亡率といった前提条件等が保険会社自身の判断・見積りに委ねられるという特性上、会社間での比較可能性が意図せず損なわれる可能性もある。こうした点を踏まえると、保険会社における計算・検証に関する態勢整備も極めて重要であると考えており、新たな制度を見据え、必要な準備を進めていきたい。

6. 障がい者雇用の促進について

- 障がい者が希望や能力、適性を十分に活かし、障がいの特性等に応じて活躍することが普通である社会、障がい者と共に働くことが当たり前である社会の実現は、今後とも重要であると認識している。
- この点、ご承知のように、障害者雇用促進法により、事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用することが義務付けられており、本年3月に民間企業の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられた。
- また、事業主が障がい者の雇用にあたって特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たせば当該子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして障がい者の雇用率を算定することができ

る特例子会社制度が設けられており、特例子会社を設立している保険会社グループもあると承知している。

- わが国全体として「働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日 働き方改革実現会議決定）」等に基づき、障がい者の在宅就業の推進を含む働き方改革の取組みを進めていることを踏まえ、各社におかれては、従業員の現在の働き方や業務内容を必ずしも固定的にとらえることなく、在宅就業の活用も含め、障がい者の雇用促進に取り組んでいただくことをお願いしたい。

7. 兼業・副業の普及・促進について

- 先般の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等において、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知や取組事例の横展開など、多様な働き方の実現に向け、引き続き、兼業・副業の普及・促進に向けた取組みを進めていくこととしているところ。
- 多様な働き方や新しい働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員にとってかけがえのない経験の機会となるだけでなく、各社にとっても、人材育成や顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待される場所、希望する職員が安心して兼業・副業に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要と考えている。
- 金融庁においては、本年 6 月 23 日に、貴協会に対し、会員各社への周知をお願いする文書を発出させていただいた。その他、本年 7 月 1 日に発刊した広報誌のアクセス FSA において、赤澤副大臣からのメッセージを掲載して発信し、本文書に関連した取組みを行っている。
- ついては、発出した文書や広報誌等を確認いただき、各社の職員が兼業・副業を希望する場合に備え、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取組を進めていただくよう、よろしくお願いしたい。

8. 顧客本位の業務運営について

- 金融庁では、主要な販売会社とのモニタリング等を通じて把握された現状課題や、金融機関等の顧客に対する意識調査結果、当庁の顧客本位定着の一層の推進に向けた取組みを取りまとめ、6月30日に「顧客本位の業務運営のモニタリング結果」として公表した。
- 今回のレポートでは、リスク性金融商品販売の動向、顧客側の意識・行動、販売側の体制に関する現状等を記した上で、今後の課題として、①顧客本位の業務運営に関する取組方針を実現するための各金融事業者の経営戦略、②長期分散投資の実現に向けた提案プロセスの改善、③当庁による「見える化」や情報提供の改善、等をポイントに挙げた。
- 今後、把握された課題等を踏まえ、金融事業者との対話・モニタリングを継続し、顧客本位の実現に向けた動きを一層促したい。

9. LIBORの公表停止に向けた対応について

- LIBORについては、米ドルの一部テナー（期間）を除き、2021年12月末に公表が停止されることが確定している。12月末までは残り半年、さらには日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画における既存契約の顕著な削減目標時期である9月末までは3か月を切っている。
- 円LIBORからの秩序ある移行を進めるためには、円LIBOR参照契約を、代替金利指標への「移行」、あるいは「フォールバック」条項の導入によって着実に削減することが重要である。
- 金融庁としては、日本銀行とも連携して、金融機関におけるLIBORからの移行の進捗状況及び顧客対応状況について、しっかりと確認していく。

10. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- FATFによる第4次対日相互審査について、本年8月に報告書が公表される見込みである。審査団による指摘は、5年間のフォローアップの中で官民が連携して対応していく必要があるということであり、マネー・ロンダリン

グ及びテロ資金供与体制の高度化への取組みに協力いただきたい。

11. サステナブルファイナンスについて

- カーボンニュートラルに向けた世界的な取組みが進む中で、国内外の資金が脱炭素化等に向けた企業の適切な取組みに活用されるよう、金融機関や金融資本市場の有効な機能発揮が重要。こうした観点から、2020年12月に「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置し、本年6月、報告書を公表。
- 報告書には、「企業開示の充実」、「市場機能の発揮」、「金融機関の投融資先支援とリスク管理」として、気候変動開示の質と量の充実、ESG 関連債に関する情報プラットフォームの整備などの様々な提言が盛り込まれている。また、6月に策定された政府の成長戦略と骨太の方針においても、「グリーン国際金融センターの実現を目指す」こと等が盛り込まれている。
- 生命保険会社については、中長期的な視点で、投資先企業における持続可能な経営に資する資金を提供していくほか、昨年改訂された「スチュワードシップ・コード」も踏まえながら、投資先企業との間で脱炭素化等を含む事業環境や戦略等について対話を行い、企業の規律づけ、持続的な価値向上・成長を促していくことを期待。
- 足許でも、各保険会社・協会において、様々な取組みがみられていると承知しているが、投融資先企業の ESG に係る課題の把握や対話に資する知見の蓄積を含めて、更なる取組みを期待。

12. G20 の動向について

- 7月9日から10日にかけてイタリア・ベネチアにて、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。
- 同会議で取り上げられた主要な論点のうち、気候変動、コロナ禍に得られた教訓、LIBOR からの移行、について紹介する。

【気候変動】

- まず気候変動に関しては、FSB から 3 つの報告書が提出され、会議後に公表された G20 財務大臣中銀総裁の共同声明において、これらの議論への期待と歓迎が示されている。
- FSB からの 3 つの報告書は、具体的には、
 - ・ 一つ目として、気候関連開示の推進に向けた報告書であり、これは TCFD 提言を基礎として、グローバルに一貫した比較可能な気候関連開示を推進することを目指している、
 - ・ 二つ目として、金融機関の気候リスクへのエクスポージャーに関するデータなど、気候関連金融リスクを評価するにあたってのデータの特定とデータギャップへの対処、
 - ・ 三つ目として、今申し上げた情報開示、データ、脆弱性分析に加え、規制監督上のアプローチの 4 つの分野について、今後複数年の気候関連金融リスクに関する FSB や基準設定主体等の取組みを整理したロードマップ、について取りまとめている。
- この他、G20SFWG（サステナブルファイナンス作業部会）も資金動員・リスク管理の両側面をカバーする広範なロードマップを本年 10 月の G20 に提出すべく取組みを進めている。

【コロナ禍に得られた教訓】

- FSB から G20 へは、コロナ禍を通じて金融安定の観点から得られたこれまでの教訓に関する中間報告書が提出されている。同報告書は資本・流動性バッファの機能やノンバンク金融仲介（NBF I）については更なる検討が必要であるとしている。今後、FSB は 10 月に最終報告書を取りまとめることが予定されている。

【LIBOR からの移行】

- 今回の G20 でも、本年末までの LIBOR から代替金利指標への秩序立った移行が重要であるという認識が再確認された。FSB からは LIBOR 移行に関する進捗報告書が公表されており、市場参加者に対して対応を

加速するよう求めている。引き続き、本邦検討委員会の策定した移行計画および、各通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムラインやガイダンスに沿った対応をお願いしたい。

13. 保険監督者国際機構（IAIS）6月執行委会合等関連について

- 保険監督者国際機構（IAIS）は6月21～22日に執行委会合を、23日にグローバルセミナーを、24日にはCROラウンドテーブルをバーチャル形式で開催した。その結果概要について申し上げる。
- まず、IAISは、国際資本基準（ICS Version 2.0）については、コロナにかかわらず、2024年までのICSのモニタリング期間は予定どおりであり、延長する予定はないことを確認している。IAISはその旨を28日に公表したプレスリリースにおいても言及している。
- 次に、グローバルセミナーにおいて、IAISが戦略的に取り組むべきテーマについて業界との意見交換が行われた。具体的には、気候変動、デジタル化、サイバー強靱性、多様性・公平性・包摂などについて、議論が交わされた。
- また、同セミナーにおいては、グローバルモニタリング活動を活用したコロナのリスク評価の結果についても議論が交わされた。IAISのリスク評価の結果概要は、コロナによる2020年春頃の金融市場の変動にかかわらず、各法域における政策に支えられて保険セクターは財務・業務の両面で強靱であったことを示唆している。
- さらに、CROラウンドテーブルにおいては、コロナへの監督上・政策上の対応のほか、今後の主な注目点として、低金利環境、信用リスクの増大、サイバーリスク、気候変動等について意見交換が行われた。
- ICSの対外秘報告、グローバルモニタリング活動（GME）について、コロナによる様々な制約にもかかわらず、データ提出に協力いただき、深く感謝申し上げる。

14. IAISにおける各種ガイダンスの公表について

- 今般の執行委において承認されたものを含め、統制機能の監督に関するアプリケーションペーパー、破綻処理権限及び計画に関するアプリケーションペーパー、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策に関するアプリケーションペーパー、保険会社のカルチャーに関するイシューズペーパー及び監督カレッジに関するアプリケーションペーパーが、現在公表及び市中協議にかけられている。
- 公表されたペーパーについてコメントをいただき感謝。また市中協議中のペーパーについて、期限間近のものもあるが、意見等あれば提出いただくとありがたい。

(以上)